

高血圧・糖尿病・脂質異常症で 通院中の患者さまへ

令和6年6月の診療報酬の改定において、これまで当院で算定してきた「特定疾患療養管理料」から、個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」を算定することになりました。

この改定では医師が、高血圧・糖尿病・脂質異常症のいずれかを治療している患者様個々に応じた目標設定、具体的な指導内容、検査結果等を記載した「生活習慣病療養計画書」を作成することになります。計画書には患者さまにご署名いただく必要がありますので、ご協力のほどお願いします。

窓口負担についてもこれまでの金額から変更がありますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

上越地域医療センター病院長



上越地域医療センター病院
JOETSU COMMUNITY MEDICAL CENTER 